

議員提出議案第 6 号

扶桑町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

扶桑町議会議員政治倫理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 17 日提出

提出者 扶桑町議会議員  
杉 浦 敏 男  
賛成者 扶桑町議会議員  
近 藤 裕  
千 田 勝 文  
荒 木 孝 三  
伊 藤 猛  
間 宮 幹 男  
市 橋 英 男

提案理由

扶桑町議会議員政治倫理条例（令和 7 年扶桑町条例第 38 号）について、  
条例を改正する必要があるので提案します。

## 扶桑町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

扶桑町議会議員政治倫理条例（令和7年扶桑町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「若しくは指定法人等の職員又は議員」を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）を含む。以下同じ。）、議員又は次に掲げる者若しくは町の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）（以下「指定法人等」という。）の職員（役員を含む。以下同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

- ア 町が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合その他の団体
- イ 町が資本金その他これに準ずるものに出資し、又は拠出している法人
- ウ 町が財政的援助を与える法人又は団体

第5条第6号中「次に掲げる者若しくは町が公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下「指定法人等」という。）」を「指定法人等」に改め、同号アからウまでを削る。

第5条第8号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）を含む。以下同じ。）及び（役員を含む。以下同じ。）」を削る。

第5条第11号中「若しくは」を「又は」に改める。

第6条中「役員を」を「役員である法人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

扶桑町議会議員政治倫理条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(政治倫理基準の遵守)</p> <p>第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 町の職員 <u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）を含む。以下同じ。）、議員又は次に掲げる者若しくは町が公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）（以下「指定法人等」という。）の職員（役員を含む。以下同じ。）にハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）及び誹謗中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。</u></p> <p>ア <u>町が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合その他の団体</u></p> <p>イ <u>町が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人</u></p> <p>ウ <u>町が財政的援助を与える法人又は団体</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(政治倫理基準の遵守)</p> <p>第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 町の職員<u>若しくは指定法人等の職員又は議員にハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）及び誹謗中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。</u></p>

新	旧
<p>(6) 町又は<u>指定法人等</u>が行う許認可工事等の請負契約（下請負に係る契約を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約並びに指定管理者の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利となる働きかけをしないこと。</p>	<p>(6) 町又は<u>次に掲げる者若しくは町が公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下「指定法人等」という。）</u>が行う許認可、工事等の請負契約（下請負に係る契約を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約並びに指定管理者の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利となる働きかけをしないこと。</p> <p>ア 町が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合その他の団体</p> <p>イ 町が資本金その他これに準ずるものに出資し、又は拠出している法人</p> <p>ウ 町が財政的援助を与える法人又は団体</p>
<p>(7) (略)</p> <p>(8) 町の職員又は指定法人等の職員の採用、就任、昇任、異動、解雇、退任等の人事に関し、不正な関与をしないこと。</p>	<p>(7) (略)</p> <p>(8) 町の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）</u>を含む。以下同じ。）又は指定法人等の職員（役員を含む。以下同じ。）の採用、就任、昇任、異動、解雇、退任等の人事に関し、不正な関与をしないこと。</p>

新	旧
<p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 議員個人で町又は指定法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で町<u>又は</u>指定法人等に申入れ<u>又は</u>要望をし、かつ、当該申入れ<u>又は</u>要望に応えることを強要しないこと。</p> <p>(12)～(17) (略)</p> <p style="text-align: center;">(請負等に関する制限)</p> <p>第6条 議員又は議員が役員である法人若しくは実質的に経営に携わる法人その他の団体は、地方自治法第92条の2の規定を遵守し、町民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならぬ。</p>	<p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 議員個人で町又は指定法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で町<u>若しくは</u>指定法人等に申入れ<u>若しくは</u>要望をし、かつ、当該申入れ<u>若しくは</u>要望に応えることを強要しないこと。</p> <p>(12)～(17) (略)</p> <p style="text-align: center;">(請負等に関する制限)</p> <p>第6条 議員又は議員が役員を若しくは実質的に経営に携わる法人その他の団体は、地方自治法第92条の2の規定を遵守し、町民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。</p>